

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

整理番号	17	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	17)			提案分野	08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

罹災証明書のオンライン申請において住家被害認定調査に活用できる写真を申請者が撮影しながら添付できるようにマイナポータル機能改善をすること

提案団体

北広島市

制度の所管・関係府省

内閣府、デジタル庁

求める措置の具体的内容

マイナポータルでの罹災証明書の申請フォームにおいて任意で添付を依頼する「住家の被害状況がわかる写真」について、具体的な撮影箇所などを順次に案内し、撮影する仕様(スマートフォンなどの写真撮影機能が起動し、画面上部に「まず住家の外観を4方向から撮影してください」などと文言が表示され、撮影するとその写真を添付でき、撮影箇所を順次に案内し、撮影する仕様)とするなど、市町村の被害認定調査に活用できる写真等を被災者(申請者)が撮影し、かつ、当該写真等を添付することが安易にできるように機能改善をすること。

具体的な支障事例

罹災証明書は、被災者支援の判断材料として幅広く活用されており、迅速な生活再建のためにも、遅滞なく交付されることが極めて重要である。

罹災証明書を交付するためには、その前提となる被害の程度を判定するために、現地調査を基本とする住家被害認定調査を行う必要があるが、被害が甚大な場合には、調査に多数の人員を要することとなるなど、遅滞なく交付するための体制確保が難航する場合もあると考えられる。

そのため、令和4年の提案募集にて、「罹災証明書の交付に必要な住家被害認定調査については、被災者等から提出された写真等の資料等を確認する方法による調査で被害が確認できれば、必ずしも臨場を要することなく、準半壊に至らない(一部損壊)以外の被害の程度についても被害認定することを可能とし、明確化すること等」について提案し、令和5年5月24日府防政第858号内閣府政策統括官(防災担当)通知「令和5年度における被災者支援の適切な実施について」にて、「住家の被害程度の判定の的確性を担保することが可能であれば、航空写真による全壊判定・ドローンを活用した土砂堆積深の確認等、写真・映像により、「準半壊に至らない(一部損壊)」以外の被害の程度についても調査・判定することが可能である」と通知され、明確化された。

その後、令和6年1月13日内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当)事務連絡「令和6年能登半島地震に係る罹災証明書の迅速な交付に向けた留意事項等について」にて、「ドローンの写真・映像や、被災者から提供された写真等の有効活用により、現地での被害認定調査を経ることなく被害区分を判定することも可能であることから、こうした簡素化措置を積極的にご活用いただくようお願いいたします。」と連絡されるなど、実運用が促されている。

しかしながら、任意で被災者から提供いただきたい写真等については、被害認定調査の調査項目に沿ったものである必要があるものの、具体的な撮影箇所などの要件等についての効果的な周知や説明等の手法が確立されていないなどの背景等から、提供される写真等が必ずしも、調査、判定に活用できるものではないため、罹災証明書の迅速交付、ひいては、迅速な生活再建に向けて、更なる有効活用を可能とする余地が十分にあると考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

大学の附属機関が主催した住家被害認定調査等に関する一般住民向けの研修等の場のうち、質疑応答や意見交換等の中で、参加者から、「①地方公共団体のみで調査を全て行うのは今後の社会情勢等から勘案しても現実的ではないので、様々な形で地域住民や事業者等との連携を図る必要があるのではないか、②被災者が撮影した写真を市町村が効果的に活用する方法を模索することはできないか、③被災者が市町村の被害認定調査の効率化に資するような形で被害の状況の写真を撮影できるような仕掛け（広報やパンフレットの配布など）はできないか、④自主防災組織やボランティア等の協力を得ることができるような仕組みを作ることはできないか、⑤特に水害時の泥出しや家財の搬出等のボランティアに付随して、被害状況の写真を併せて撮影することが効果的ではないか」等の意見等が寄せられた。

また、被災経験を有しており、かつ、技術職場に勤務している方からは、「調査項目が分からず、判定が示されても妥当な判定かどうか判然としなかったが、写真撮影のポイントが明確になると、調査項目や判定の基準の理解が進み、判定への理解や納得に繋がると考えられることに加えて、橋梁点検でも実用化されているヒビ割れなどの自動検知の技術も取り入れるなどのことはできないか」等の意見等が寄せられた。

加えて、住家等の修繕を担う事業者からは「現状、被害を受けた住家の修繕については、どれだけ公的な支援を受けることができるか確定してから行われる傾向があるため、公的支援の適用前提となる罹災証明書の交付が遅れると、修繕の開始も遅れ、復旧復興が後ろ倒しになる。後ろ倒しになると、平常業務との兼ね合いなどから、工事担当者（職人さん）を集めるのにも苦労することとなり、被災地域全体の復旧・復興に要する時間が長くなる。今後、工事担当者の確保も平時から難しくなるとされている中で、修繕の早期着工が重要と思う」等の意見等が寄せられた。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

写真等の更なる有効活用が可能となるなど、現地調査を効率化することによって、罹災証明書が現行よりも更に迅速に交付され、生活再建の更なる迅速化に寄与する。

現地調査の全てを省略できなくとも、複数存する調査項目の一部の調査を省略することや、現地への臨場前に被害の概要を把握することなどによって、調査の効率化が図られる。

調査を省略することができる項目については、被災地への職員派遣のみならず、遠隔地での確認、計算、判定等が可能となる。

罹災証明書に関して、地方公共団体や被災者（申請者）のみならず、自主防災組織やボランティア等の協力を得ることが更に容易になる。

調査項目や判定の基準への理解が進み、罹災証明書の交付時の理解や納得に繋がる。

被害写真等の撮影・保存は、災害救助法に基づく応急修理制度や廃棄物処理法に基づきいわゆる公費解体制度などの活用にあたって、関係府省等から呼びかけがなされていることから、汎用性が高いものと考えられる。

災害時におけるマイナポータルの利用場面が更に増加する。

浸水深の測定値や外壁等のひび割れ等を自動で検知して、それらの情報とともに写真を撮影及び保存する技術も存することから、将来的には、これらのデジタル技術を活用することも考えられるところであり、業務の更なる効率化・高度化に向けた土台となる。

なお、本件提案は、被災者（申請者）からの写真提供を直ちに必須とすることに繋げる意図はなく、現行のとおりに、被災者（申請者）の安全等が確保された環境での撮影が可能であるなどの場合において、任意の条件下で、罹災証明書の申請時等に写真を提供いただいた場合における、当該写真の更なる有効活用に関することが目的である。

根拠法令等

災害対策基本法第 90 条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、花巻市、宮城県、豊橋市、半田市、滋賀県、朝来市、徳島県、松山市、熊本市、特別区長会

○当区においてもマイナポータルを活用した罹災証明のオンライン申請の検討を行っている。紙申請の現在は区ホームページにおいて写真撮影時の注意点などを掲載しているが、マイナポータルからの申請が実現した際には、わざわざ当該ページの注意事項を確認しに行かねばならず、罹災した区民の手間が増えることとなる。マ

イナポータルの改修により、申請に足る適切な写真を撮影できるようにするという本提案は区民の利便性向上とともに、区職員の負荷軽減（＝迅速な罹災証明手続の実現）に繋がるものと考える。

○今後、オンライン申請が、より便利に分かりやすくなることで、申請者の方が窓口を訪れる負担も、自治体が現場に出向く回数も減少することが期待できる。その分証明書の発行等に時間を割くことができ、業務の効率化と迅速な対応が行える。

○大規模災害が発生した場合、県内、県外からマイナポータルによる申請件数の増加が予想されるため、現地調査の効率化を図る面からも住家被害認定に活用する写真を申請者が撮影添付できるようにマイナポータルの機能改善をすることは必要である。

○平成 28 年熊本地震発生当時、人員が避難所運営に割かれるなどにより、被害認定調査の構築体制に時間を要した。本提案が実現すれば、被害認定調査を省略した罹災証明書の発行を推進することになる。それにより、被害認定調査に要する人員を削減し、当該構築に要する時間を短縮することが可能となり、ひいては被災者の迅速な生活再建につながると考える。

各府省からの第 1 次回答

現地での被害認定調査を経ず、迅速に罹災証明書を交付するためには、被災者から提供された写真等を活用することが有益であることから、マイナポータルによる罹災証明書の申請に際して、申請者がスマートフォンなどで撮影した被災家屋の写真を添付できるようにしている。これに加え、ご指摘を踏まえ、被災家屋を撮影する際の留意点（外観4方向から撮影する等）をマイナポータル上で分かりやすく表示するための方策について、内閣府とデジタル庁で検討する。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

災害はいつ発生するか分からないことから、早期の実現を望んでいるため、措置される時期をお示しいただきたい。

なお、現行のマイナポータルによる申請での添付写真については、主に自己判定方式（被災者の同意のうえで準半壊に至らないもの（一部損壊）の被害の程度として判定するもの）での活用を想定しているところと考えている。

その中で、令和6年5月 31 日付けで、貴府において、内水氾濫に係る簡易判定基準を策定し、水害のうち、1・2階建の木造・プレハブ家屋については、主に外観（外壁及び建具）と浸水深を確認することで被害認定することを可能としたところと承知している。

上記簡易判定基準の策定に伴い、水害時における1・2階建の木造・プレハブ家屋の被害認定については、水害の種類（河川決壊や内水氾濫など）を問わずに、主に外観（外壁及び建具）及び浸水深の確認により認定が可能となっており、被害認定に活用できる写真の撮影は、従前よりも安易になったと考えている。そのため、自己判定方式に限らずに、全ての被害の程度の判定にも活用する想定でご検討いただきたい。

また、内水氾濫に係る簡易判定基準の策定等に伴い改訂された「災害に係る住家の被害認定基準運用指針参考資料（損傷程度の例示）」では、「スマートフォン等の撮影画像から算出した浸水深を用いることも可能」との記載があるが、写真撮影と併せて、浸水深を算出するとともに、数値を画像上に表示されるなどの技術があると承知していることから、このような機能についても、マイナポータルに追加することもご検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第 2 次回答

被災家屋を撮影する際の留意点（外観4方向から撮影することや、浸水深を示す写真の撮影方法等）をマイナポータル上で分かりやすく表示することにつき、令和6年度中を目途に検討する。併せて、水害時の浸水深による判定など、「一部損壊」以外の判定についても、被災者から提供された写真により行うことが可能であることを明確化する。

なお、現在でも、マイナポータルの申請ページを自治体が編集することにより、上記の表示を行うことは可能で

ある。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【内閣府(1)(iii)】【デジタル庁(13)】

災害対策基本法(昭36法223)

マイナポータルを活用した罹災証明書の申請(90条の2第1項)については、適切な申請手続きにつながるよう、被災家屋を撮影する際の具体的な撮影箇所等をマイナポータルに分かりやすく表示することについて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

整理番号	76	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	76)			提案分野	08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

遠隔での被災自治体の支援を可能とすること

提案団体

徳島県、滋賀県、京都府、京都市、堺市、神戸市、鳥取県、愛媛県、高知県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、こども家庭庁、デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

災害時における遠隔支援を前提とした市町村の受援計画の作成や全国的な応援スキームの構築ができるような制度設計、具体的なマニュアルの整備等を求める。
また、罹災証明書発行業務等の災害対応業務やニーズの高い経常業務についても、遠隔支援ができるよう、ガバメントクラウドを用いるなど地方公共団体間で共用可能なシステムの設計を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
現在、他自治体から被災自治体への支援については、主として現地派遣によるものである。「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」においては、遠隔地においても処理が可能となる業務等の可能性について検討することが望ましい旨の記載があるが、各自治体の受援計画、情報セキュリティ規定やシステム等において、遠隔支援を行うことが前提となっておらず、実態として実施できていない。

【支障事例】
令和6年能登半島地震においては、道路寸断による交通手段の制限や被災地の受援能力の限界、過酷な環境での業務となるなど、現地での継続的かつ大規模な支援には課題が多い。また、罹災証明書発行業務において、被害認定調査の調査員不足により罹災証明書の作成に着手できないケースもあり、現在のスキームでは、専門人材への業務の偏りや、専門人材の不足が生じている。
なお、クラウド型被災者支援システムにおいては、被災者台帳登録等について遠隔支援が可能な仕様となっているが、個人情報の取扱いに係る整理も必要となっており、全国的に当該システムによる遠隔支援の実績はない。

【支障の解決策】
遠隔支援を前提とした市町村の受援計画作成に当たっての留意点、個人情報の取扱い等を具体的に示す。
また、罹災証明書発行業務等の災害対応業務のほか、市町村のニーズが高く災害時も継続する必要がある経常業務(児童手当、税務、保育所入所管理、選挙事務等)も含め、幅広い業務について円滑に遠隔支援ができる制度設計及びシステム環境整備を行う。
さらに、標準化対象業務のバックヤード業務については、他自治体の支援が可能と思われるため、遠隔支援を前提としたガバメントクラウドのシステム設計を検討いただきたい。
なお、遠隔での支援体制構築に当たり、自治体が個別に環境整備を進めた場合には、トータルコストの増大や、連携に支障が出ることで危惧されるため、統一的なルールやシステムの整備を求めるものである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

被災地の事務作業の遠隔支援が可能となることで、現地職員の負担が軽減されるとともに、専門的知見を要する作業に携わる人材の効果的な配置が可能となり、迅速な災害復興に繋げることができる。

根拠法令等

災害対策基本法第 67 条、第 68 条、第 74 条、第 74 条の 2、地方自治法第 252 条の 2、第 252 条の 17、市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き、大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き、応急対策職員派遣制度に関する要綱、応急対策職員派遣制度に関する運用マニュアル

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、花巻市、高崎市、川崎市、和歌山県、安来市、熊本市、鹿児島市

○地方公共団体間で共用可能なシステムの構築により人材派遣の負担軽減が図られることから賛同する。
○被災自治体への支援に入った際に、石川県が導入した住家被害認定調査に係るシステムが、受援自治体にも導入されており、調査の効率化と現場での時間短縮に役立った。一方で、帰庁後の登録データの精査業務が多大な負担になっていた。従って、調査業務と遠隔による登録データの精査業務を並行化が実現すれば罹災証明書発行の迅速化に繋がることから、個人情報の取扱に係る法整備やシステム導入に係る補助制度など包括的な整備を求めるものである。

各府省からの第 1 次回答

【内閣府】

「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」（以下、手引き）では、他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための体制（受援体制）を整備するための受援計画の策定について、その検討の手がかりや参考となる事項を整理したものであり、今後の各業務の所管省庁・関係各室での「遠隔での被災自治体の支援」に関する議論・検討の結果を踏まえて、受援側の体制整備の観点で新たに取り組むべき事項が発生した場合は、手引きへの掲載を検討させていただく。

【こども家庭庁】

災害対応業務等について遠隔支援ができるシステムの整備がなされるのであれば、児童手当制度を所管する立場からどのようなシステム活用が可能か検討してまいりたい。

【デジタル庁】

能登半島地震を含むこれまでの災害を通じ、業務継続性を確保した上での行政サービスを提供する必要がある。

市町村のニーズが高く災害時も継続する必要がある経常業務も含め、幅広い業務について円滑に遠隔支援ができる制度設計及びシステム環境整備については、いただいたご意見も踏まえ、今後の各業務の制度所管省庁での「遠隔での被災自治体の支援」に関する議論・検討の結果を踏まえて検討されるものと承知しており、デジタル庁としても必要に応じ、連携してまいりたい。

【総務省】

各業務の所管省庁において、遠隔支援・応援スキームの構築、制度設計等について議論・検討がまとまったのちに、内閣府防災において、「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」が改訂された際には、内閣府防災と連名で各地方公共団体へ受援計画の見直しについて助言・周知を行う。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

マイナンバーによる情報連携や、自治体システムの標準化など、デジタル技術による自治体間の連携強化や業務効率化が進められている現在、災害時の支援においてもデジタル技術を活用した効果的な支援の在り方を検討し、システム構築を行っておくことは重要であると考えます。

令和 6 年能登半島地震においては道路寸断による交通手段の制限が大きな問題となり、四国のような地理的に本州との交通ルートが限定される場所においては更に大きな移動制限が危惧される。こうした場所で災害が発生した場合に、人の移動を伴わない情報通信による応援を迅速かつ柔軟に様々な業務において受けられること

は、被災自治体にとって非常に有益であると考えられる。

こうした点から、被災時の遠隔支援を可能とするシステムの構築や、その運用ルールの策定を国が主導して行うことについて、積極的に御検討いただきたい。

特に罹災証明書の交付や被災者台帳登録については、災害時早急に対応する必要があり、他の自治体からの応援が不可欠であることから、被災自治体の被災者支援システムにおける応援職員へのアカウント付与及び整理すべき個人情報についての取扱い、応援自治体の選定においては現行の応急対策職員派遣制度による応援スキームのままでよいかなど、遠隔支援を求める場合の統一的なルールやシステムの整備等を御検討いただきたい。

※参考「クラウド型被災者支援システムに関する主な質問と内閣府及び地方公共団体情報システム機構の回答」(抜粋)

・No.28 回答「他の都道府県や市町村から派遣された応援職員等に本システムの ID や権限を付与することで、状況確認や、代理入力を行うことができます。」

・No.48 回答「アカウントの運用は各自治体様にて決めていただく想定です。貴団体にて行政外部の方のためのアカウントを払い出し、行政外部の方にアクセスいただくことは可能です。なお、LGWAN の利用環境及び個人情報の取扱いに関し、各市町村のルールとの整合について留意が必要です。」

なお、本県においてクラウド型被災者支援システムの導入実績はないが、遠隔支援を行うための統一的なルールやシステム整備が行われていないことにより全国的にも遠隔支援の実例はないものと思われる。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

【内閣府】

令和6年能登半島地震においては、罹災証明書の交付の前提となる被害認定調査において、遠隔での支援が実施されるなど、デジタル技術を活用した支援が行われたところであり、「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」(以下、「手引き」という。))において、本取組を記載してまいりたい。

また、罹災証明書の交付や被災者台帳の作成事務については、御指摘のとおり、内閣府が開発したクラウド型被災者支援システムにおいて、応援職員へのアカウント付与が可能となっており、遠隔で支援する自治体側に当該システムが導入されていない場合でも、支援を行うことが可能であることから、本事務についても手引きに記載するとともに、引き続き、当該システムの普及促進を図ってまいりたい。

加えて、遠隔での被災自治体の災害対応業務に係る支援に関し、今後、地方公共団体からの具体的な提案を踏まえ、各業務の所管府省庁での議論・検討の結果、遠隔支援が可能となった取組についても、都度、関係各所と協議の上、手引きへ掲載を行ってまいりたい。

【こども家庭庁・デジタル庁】

ご見解の内容は、内閣府防災所管の被災者支援制度や総務省所管の応急職員派遣制度に関する内容とお見受けするため、本提案に対する当庁の回答は1次回答のとおりです。

【総務省】

応急対策職員派遣制度について、現行制度上の「派遣」については、直接的な派遣に限定しておらず、遠隔での支援を妨げるものではございませんので、改正は不要と考えます。

令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）記載内容

4【内閣府(1)(i)】【総務省(10)(ii)】

災害対策基本法(昭 36 法 223)

被害認定調査(90 条の2第1項)、罹災証明書の交付(同項)及び被災者台帳の作成(90 条の3第1項)に係る事務については、遠隔での被災市区町村への支援が可能であることを、具体的な事例等を示しつつ、「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」(令3内閣府(防災))を改訂し、地方公共団体に

令和7年度中に通知する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

整理番号	94	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	94)			提案分野	08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害対応機関の迅速かつ的確な意思決定を支援する、標準化した防災情報システムの構築

提案団体

兵庫県、三重県、大阪府

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

各自治体の防災システムの現状・課題・取組を把握したうえで、収集データの統一と一元管理及びいずれの機関からも入力可能かつ重複入力が生じない簡易入力インターフェースを備えるなど、標準化した防災情報システムを構築すること。

具体的な支障事例

防災情報システムの整備等は、システムの標準化が図られていないため、各自治体が独自に取り組まざるを得ない状況が続いている一方で、各自治体単独でのシステム構築・更新への対応は、システムの構築に関わる職員の数や知識・経験不足等の面からも限界に近づいている。

また、標準化されていない弊害として、広域応援時のシステム活用が困難な点も挙げられる。大規模災害時に内閣府が派遣するISUT(災害時情報集約支援チーム)が作成・提供しているISUTサイトの情報は有益である一方、ISUTしか入力できないことから、令和6年能登半島地震において当県が行ったりエゾン派遣や避難所支援等の後方支援から得た情報について、広域応援を行う災害対応機関(指定行政機関、地方公共団体、災害対策基本法に基づく指定公共機関)での共有が行えず、後方支援を行う現場からも入力可能なシステムの必要性を実感したところである。

さらに、災害時には、各地方自治体の防災システムではLアラートやSIP4Dを通じて避難所開設情報等を国に報告しているが、物資調達・輸送調整等支援システムが後発の独立したシステムであること等から、当該システムでも避難所開設情報等の登録が必要という二重の登録作業が発生している。加えて、「クラウド型被災者支援システム」についても、他システムと避難所情報がデータ連携されておらず、入力作業の重複が発生しているほか、「全国共通避難所・避難場所ID」の運用管理が国土地理院での一部利用に留まっており、避難所情報の重複入力解消に活用されていない。また、「全国共通避難所・避難場所ID」は指定避難所や指定緊急避難場所の情報は突合できるものの、自主避難所等の運用は想定していない。そのため、入力業務等の負担増大により、特に基礎自治体において報告遅延や住民避難など本来業務への支障が生じている。

なお、次期総合防災情報システムについては、現時点で地方自治体に示されている具体的情報が少ない状況であるが、システムの標準化は含まれていないことから上記の支障は解消しないと考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

標準化した防災情報システムが構築されることで、各自治体等の格差が縮まり、次期総合防災情報システムの

有用な情報を利用することが可能となるとともに、接続する全てのシステム間の情報連携の徹底等による重複入力の解消・負担軽減により、防災体制の一層の充実・強化が実現する。

根拠法令等

災害対策基本法第 53 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、花巻市、千葉県、相模原市、滋賀県、奈良県、和歌山県、徳島県、熊本市

○標準化した防災情報システムが構築されることで重複入力の解消・負担軽減により、事務の簡素化が図られる。

○現状、被害状況等について、市から県へシステム連携し報告しているが、市と県の各システムが標準化されていないため、システム連携関係の改修に多くのコストを要している。

○近年、多くの基礎自治体で防災情報システムの導入が進んでおり、避難情報の発令や避難所運営、被害情報の把握等の災害進捗管理のために活用している一方で、都道府県への被害報告のために二重入力求められる事例が生じている。

基礎自治体のシステムで災害情報管理を行いつつ、都道府県への報告のために都道府県防災システムへ入力を求められることは、迅速な災害対応の大きな妨げとなることから、提案にある「収集データの統一と一元管理をはじめとした標準化した防災情報システムの構築」が必要だと考える。特に、災害時に住民と直接向かい合い、きめ細やかな対応が求められる基礎自治体にとって使いやすいシステムを優先すること、及び都道府県防災システムとのオンライン接続は必要不可欠だと考えられる。こうした課題を解決するためにも、全国的なシステム標準化が望まれる。なお、こうした取組は、大規模災害時の広域連携・応援時においても、応援職員が迷いなく活用することが可能となり、より効果的な災害対応に資すると考える。

各府省からの第 1 次回答

内閣府において本年4月に運用開始した新総合防災情報システム(SOBO-WEB)は、各省庁、地方自治体等の約 1,900 機関が利用し、EEI(災害対応基本共有情報)に基づき情報を集約するもので、ISUT に限らず、広域応援を行う機関も含めた災害対応機関間における情報の利活用拡大を目指すものである。

現在、EEIに基づき、平時登録情報の取込及び自動取得情報の調整を進めている。それにより、直近では活動拠点、輸送拠点、災害拠点病院、指定避難所等の平時登録情報が順次閲覧可能となる予定。また、自動取得情報については、各機関とのシステム間連携の調整が必要であるが、調整が完了したもののから順次閲覧可能となる予定。

今後はさらに、各機関とのシステム連携により流通する情報量を拡大するとともに、支障となっている重複入力等の運用面の改善を目指す。例えば避難所情報については、各都道府県のシステムや、内閣府の物資調達・輸送調整等支援システム等、各機関が保有するシステムと連携し、新総合防災情報システム(SOBO-WEB)に集約されている情報を共有することで、重複入力を解消することを目指す。ただし、この運用面の課題改善にあたっては、本システムに情報を入力する段階から避難所に関する情報項目や業務フローが共通的なルールに則り運用される必要があり、まずは関係府省庁においてルールの策定を急ぐとともに、各機関においては既に付番された指定避難所 ID 等を用いた情報入力・報告を含め、当該ルールに則った対応をお願いしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

内閣府の新総合防災情報システム(SOBO-WEB)の運用開始により閲覧機能が充実することは理解できるが、同システムの活用により本提案の課題解決を図るには、少なくとも、①同システムにて情報集約の基準となる EEI の内容とその具体的な項目が未だ確定していないこと、②閲覧機能に加え、同システムにいずれの機関からも直接データ登録が可能となる機能が充実していないことを、早期に解消する必要があると考える。

ついては、①同システムと各自治体が備える防災情報システムの関係性や連携方法、同システムが各機関のシステムとの連携において、同システムに接続することで各機関が全ての情報の取得・登録等が可能となる中核システムとなることの明確化、②同システムにて集約される情報の内容と具体的項目の早急な決定及びそのスケジュールの明示、③広域災害時に後方支援を行う団体等が同システムへ直接データ等を登録できる標準

的インターフェイスの実装等を行っていただきたい。

また、重複入力等の解消も喫緊の課題であるため、課題解決に必要な①システム間の連携、②入力等の運用面の改善に必要なルール策定等のスケジュールを明示したうえで、早急な対応を是非お願いしたい。

さらに、能登半島地震でも行われた、近隣公民館やビニールハウスといった指定避難所以外への多くの自主避難や他県への広域避難(2次避難)等も踏まえると、指定避難所 ID だけでは非常時の情報把握・情報共有には不十分と考えられるため、指定避難所に加え自主避難所や広域避難所も含めた、避難所全体での ID の管理・運用等のさらなる検討を行っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

【全国市長会】

各自治体の実情を踏まえた使い勝手の良い防災情報システムとなるよう、現状・課題・問題点等の把握を行っていただきたいとの意見が寄せられている。

各府省からの第2次回答

災害対応機関間の情報共有の場となる防災デジタルプラットフォームの中核を担う新総合防災情報システム(SOBO-WEB)は、今年度事業においてシステムの改良、そして EEI(災害対応基本共有情報)の更新および具体化を進めている。

①これまでの利用者説明会においても本システムと連携することで得られる情報やメリットについては説明してきたところ。今後はさらにデータ提供者との調整を進め、適切に公開範囲を設定し、情報を可能な限り迅速かつ効率的に、できる限り多くの関係機関に活用されるよう、引き続き最大限の調整を図ってまいります。

②EEIの具体的な項目については各データ提供者と個別に調整をする必要があるが、今年度を目途に各機関と調整し更なる連携が進むよう取り組むとともに、EEIの各情報を連携するにあたり必要となる運用面のルールを提示することを予定している。

③本システムへのデータ登録は、システム間のデータ連携による登録に限らず、各利用者が自由にデータを登録するための機能を備えており、被災自治体でも、応援自治体でも、そして自治体からの委託を受けた団体であれば民間事業者であってもブラウザ上からデータの登録が可能であり、来年度までに更なるデータ登録機能の充実を図る。なお、本システム上からデータを登録するためには各機関からの参加申込の手続きが必要であるため、現在参加をしていない自治体に対して参加を促していただきたい。

また、重複入力の課題については、連携する各システムが扱う情報を本システムがハブ役となり他システムへ連携することで解消を図る。例えば避難所情報については、自治体からアラートが収集した情報をアラートから本システムが受け、本システムを介し他システムに連携することで、自治体为本システムや他システムに同じ内容を二重で入力することの無いような運用を想定している。

加えて、能登半島地震においては、指定避難所以外への避難が多く発生し、災害対応機関が避難所情報を一元的に把握することに課題があった。当該教訓を踏まえ、指定避難所以外の避難所の把握のため、指定外避難所への ID の付番ルールの検討を進めているところであり、今後は指定外避難所 ID の運用方法について関係府省庁と連携し検討を進めていく。また、本システムにおいても当該 ID 付番ルールを踏まえ、指定外避難所を含めた避難所情報を集約できるための新規開発を来年度予定している。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【内閣府】

(1)災害対策基本法(昭36法223)

(ii)新総合防災情報システム(SOBO-WEB)については、以下のとおりとする。

・災害時、地方公共団体が多種多様なデータの収集・加工・入力を円滑に行えるようにし、情報登録作業における二重入力の回避等、地方公共団体の事務負担を軽減するため、新総合防災情報システム(SOBO-WEB)への関係府省庁の防災情報関係システムの自動連携の充実について、令和7年中に必要な措置を講ずる。

- ・災害対応に役立つ情報の共有については、都道府県の防災情報システムが有する情報を調査した上で、災害対応基本共有情報(EEI)の項目を更新することについて、令和6年度中を目途に検討する。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・指定避難所及び指定緊急避難場所以外の避難所(以下この事項において「指定外避難所」という。)に関する情報については、災害発生時において指定外避難所が開設された場合にIDを付与し、新総合防災情報システム(SOBO-WEB)においてIDをキーとした管理を可能とする方向で検討し、令和7年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

整理番号	154	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	154)			提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

原子力災害対策特別措置法に基づいて指示されている野生鳥獣肉の出荷制限の見直し

提案団体

岩手県、紫波町、岩泉町、野田村、宮城県、福島県、岩手県市長会

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省、農林水産省、環境省

求める措置の具体的内容

野生鳥獣肉の出荷制限について、ガイドライン(検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方)に定める解除基準の見直し(検査方法を簡便にする等の要件の緩和、市町村単位での解除基準の明確化等)を行うことを求める。

具体的な支障事例

【現行制度】
シカの行動範囲は数キロメートルであり、規制は必要最小限のものであるべきところ、出荷制限の解除対象の区域は県単位を原則としている。ただし、一部の地域で解除条件(※)を満たし、当該地域で捕獲された個体のみが出荷されるよう管理可能な場合は、市町村単位で解除することができる。
(※)野生鳥獣の移動性、個体差、季節変動、捕獲期間等を考慮して十分な検体数を確保しつつ検査を実施し、その結果が安定して基準値を下回っていること。

【支障事例】
当県における基準超過の発生は県南部の一部市町村に限られているため、基準を下回る地域では市町村単位での解除も可能と見込まれるが、十分な検体数と認められる野生鳥獣種別ごとの考え方等、解除条件の基準が不明確であり、申請に向けた具体的な検討や体制整備に着手できない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

【捕獲個体の処理について】
令和5年度は3市町及び岩手県町村会等から野生鳥獣捕獲個体の処理に関し、出荷制限に伴い捕獲個体の処理は埋却が中心で、埋却場所の確保に苦慮しているとして、ジビエ利用をはじめとする出口対策に必要な支援を行うよう要望を受けている。
焼却も可能だが、処理施設の仕様に合わせてシカ等を解体する必要がある場合が多く、捕獲従事者の負担となっている。

【地域振興について】
環境省及び農林水産省がシカの個体数半減の目標を掲げており、当県としても捕獲の強化を進めるべき状況だが、出荷制限がジビエ活用による地域振興を阻害しているほか、有害鳥獣捕獲のインセンティブを減殺している。現在複数の市町村からシカ肉の活用について相談を受けている。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村単位等での出荷制限の解除申請が促進され、実態に即した出荷制限となる。

市町村単位等で出荷制限が解除されると、ジビエ活用による地域振興が進むほか、有害鳥獣の捕獲促進も期待される。

根拠法令等

原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項
原子力災害対策本部「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」IV 2 解除対象の区域

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第 1 次回答

野生鳥獣肉（ジビエ）の出荷制限の解除については、原子力災害対策本部が決定したガイドラインに基づき、野生鳥獣の移動性、個体差、季節変動、捕獲期間等を考慮して十分な検体数で検査を行い、「検査結果が安定して基準値を下回ること」などの解除条件を満たす必要がある。

解除に当たっての区域は、県域を原則としているが、

- ・県が出荷・検査方針を定め、安全管理体制を整備した上で全頭検査を行い、出荷を可能とする一部解除
- ・市町村など地理的範囲が明確になる単位での部分解除

といった段階的な解除を行うことを基本としており、現在も個別状況に応じた対応を行っている。

市町村など地理的範囲が明確になる単位での部分解除に当たっては、市町村等の単位で解除する場合の検体採取方法等具体的な考え方を再整理（例：検体数の見直し：299→60 検体、検体数の確保が難しい場合の考え方など）し、令和 5 年 9 月に、関係自治体に情報提供を行っているところ。

地域によって野生鳥獣の捕獲状況等の条件は異なることから、出荷制限の解除をしようとする自治体からのご相談については、地域の状況をできるだけ詳細に伺うとともに、より丁寧な説明を行っていく考え。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

令和 5 年 9 月に開催された、農林水産省主催の鳥獣対策全国会議の資料として、市町村単位の出荷制限の解除の考え方が示されたことは承知している。

しかし、同資料は国からの正式な通知ではなく、運用上の実行性が担保されているとは言い難い。また、基準としては内容が不十分であると考えており、引き続きの検討をお願いしたい。

具体的には、原子力災害対策本部が定める「検査結果、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に、具体的な解除基準や地域の状況に応じて検査方法を簡便にする等の要件緩和の考え方を明記するなど実行性を確保するとともに、具体的な運用方針を明らかにすることを求める。その上で、説明会資料に加えて、正式な通達事項として、然るべき機関から自治体宛ての通知をお願いしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

各府省からの第 2 次回答

出荷制限の解除については、原子力災害対策本部が定める「検査結果、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（以下「考え方」という。）に基づき、出荷制限の解除をしようとする自治体の個別の事情に応じて対応を行っているところであり、引き続き現行の「考え方」に基づいて対応を進めてまいりたい。

その中で、野生鳥獣の肉類における市町村など地理的な範囲が明確になる単位で解除する場合の具体的な考え方については、令和5年9月に都道府県担当者会議において農林水産省から資料提供したところであるが、その内容について文書にて関係県宛てに発出することを検討することとしたい。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【内閣府(2)】【厚生労働省(46)】【農林水産省(8)】【環境省(10)】

原子力災害対策特別措置法(平11法156)

野生鳥獣肉の出荷制限の解除(20条2項)については、引き続き、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(平23原子力災害対策本部通知)に基づいて地方公共団体における個別の事情に応じて対応し、市町村など地理的な範囲が明確になる単位で解除する場合の具体的な解除条件の考え方について、出荷制限が設定されている地方公共団体に令和6年度中に通知する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

整理番号	164	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	164)			提案分野	08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害時において課税情報が利用できる事務の対象拡大

提案団体

中核市市長会

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

災害時に課税情報を利用する場合には、本人同意がなくとも利用できることを前提とし、合わせて課税情報が利用できる対象に、罹災証明書の交付、被災者台帳の作成及び応急危険度判定を加えることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
令和5年6月の災害対策基本法の改正により、住家の被害認定(以下「被害認定」という。)調査に必要な限度で課税情報の利用が可能となったが、『令和5年6月16日府政防第2768号 被災者の住家に関する情報の内部利用について』の「1.内部で利用できる情報について」では、課税情報の利用は、被害認定調査に限りかつ所有者の同意を得ることを前提とし、また「3.把握した情報の活用」では、被害認定担当部局以外への課税情報提供を不可としている。

【支障事例】
令和6年能登半島地震では、被災建築物応急危険度判定(以下「応急危険度判定」という。)の情報(写真や傾斜測定結果など)を用いて住家被害認定調査を行ったことで被害認定調査の迅速化が図られた事例があった。その一方、応急危険度判定に課税情報が利用できないため、被害認定調査との情報連携を人力で行わざるを得ず、罹災証明書交付の迅速化には十分な効果が得られなかったとのことである。

また、既出通知では、課税情報の利用にあたっては所有者の同意を得ることを前提としており、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き(令和5年3月内閣府(防災担当))」で示される調査対象地域の設定方法である全棟調査等、申請書の提出を待たずに被害認定調査を行うこととした場合には、固定資産台帳等の情報の利用が実質的に困難となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ① 応急危険度判定のより精緻で実効性のある事前計画の作成及び発災後の円滑な判定ができる。
- ② 応急危険度判定と被害認定調査が『固定資産税の家屋の課税番号』で管理可能となり、各調査の管理及び連携が円滑化され、罹災証明書交付の迅速化が可能となる。
- ③ 各調査の管理及び連携に要していた被災自治体の負担が軽減する。

根拠法令等

災害対策基本法

被災者の住家に関する情報の内部利用等について(令和5年6月16日府政防第2768号内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当))

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、花巻市、蔵王町、大田原市、高崎市、木更津市、川崎市、長野県、斑鳩町、安来市、高松市、福岡市

○【現行制度の課題認識】

「R5.6.16 府政防第2768号 被災者の住家に関する情報の内部利用について」において、課税情報の利用は所有者の同意を得ることを前提としている点について、「所有者の同意がない場合の取扱いについては、個別具体の状況に応じ、事案の重要性や緊急性、代替手段の有無、全体としての法秩序の維持の必要性等を総合的に勘案し、保護法益間の比較衡量を慎重に行った上で」判断すべきとされているところ、地方税法第22条の守秘義務に抵触しないことを各自治体で判断することは困難と考えられる。

また、同通知において、被害認定調査担当部局以外への課税情報提供を不可としている点について、被害認定調査の情報や結果は、被災者台帳に建物情報等が記録されることで、当該情報を災害対策基本法第90条の4第1項第2号に基づき市町村の内部で利用する場合でも、被害認定調査担当部局以外への情報提供することにつながるため、その是非が問題となる。

【具体的な支障事例】

同意について:被害認定調査及び罹災証明書の交付申請については、被害認定調査は交付申請前に着手が可能であること、また、交付申請は必ずしも書面でされる必要はなく避難先の自治体等から電話やメールその他の方法により行われることがあること等を加味すると、本人同意を得る機会を作ることが困難である。

課税情報の提供先について:被災者台帳を所管する所管から被害認定調査担当部局以外の所管へ被災者台帳を提供することは課税情報の提供に当たらないか疑義がある。また、消防組織法第31条及び地方自治法第252条の14による消防事務委託制度により他自治体の消防本部に消防業務を委託している場合、本人同意や災害対策基本法施行規則第8条の6第2項の申請がないまま、災害対策基本法第90条の4第1項第3号に基づき、他自治体の消防へ被災者台帳を提供することが課税情報の提供に当たらないか疑義がある。

○発災後の応急危険度判定と被害認定調査の管理及び連携が円滑化され、罹災証明書交付の迅速化に資するとともに、被災自治体の負担軽減につながると考えられるものの、制度改正の必要性については検討を要すると思う。

各府省からの第1次回答

罹災証明書の交付のために行う被害認定調査に必要な限度の情報については、家屋の所有者の同意がある場合に、地方税法の守秘義務に抵触することなく利用できることとしているが、同意がない場合の取扱いとして、個別具体の状況(被災者の被害の状況とそれに応じた迅速な被害認定調査の必要性及び緊急性、所有者の同意取得の困難さ等)に応じ、事案の重要性や緊急性、代替手段の有無、全体としての法秩序の維持の必要性等を総合的に勘案し、保護法益間の比較考量を慎重に行った上で、情報提供の可否を判断いただいた上で利用できることも併せて示している。

罹災証明書の交付については、被害認定調査において、固定資産課税台帳の情報の活用により、被災者の住所、氏名、住家の所在地等の必要な情報が得られることから、さらに固定資産課税台帳の情報が必要になる場面ではないと考えている。

被災者台帳については、「被害認定結果」や「被害認定日」を記載するものであるが、これらは固定資産課税台帳の情報の利用の有無に関わらず、被害認定調査の結果、得られる情報であり、これらが固定資産課税台帳の情報に該当するものではないことから、固定資産課税台帳の情報が必要になる場面ではないと考えている。

応急危険度判定については、外観のみで被災した建築物の危険性を判定するものであり、固定資産課税台帳の情報が必要になる場面ではないと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は能登半島地震の被災地において被害認定調査業務及び罹災証明書発行業務に従事した職員の意見を踏まえ、災害時における早期の対応を図る目的で行うものである。

本人同意のない課税情報の取扱いについては、被災直後の混乱した状況の中、個別具体の状況に応じて、地方税法の守秘義務に抵触しないことを、各自治体で判断することは非常に困難であると考えられるため、災害時には本人同意がなくとも課税情報を利用できることを前提とされたい。

罹災証明書の交付については、課税情報の「家屋課税番号(家屋を認識する番号のこと)」を鍵として、罹災証明書申請者に被害認定調査の結果を容易に照合させることができ、被害認定調査から罹災証明書の交付までの期間が短縮され、正確性も増すことが期待できる。

また、被災者台帳についても同様に、当該「家屋課税番号」を鍵として、被災者台帳の記載事項に掲げられている「被害の状況」についての突合作業が迅速化され、住家が避難の必要な状況にあるのか、罹災証明書の交付状況など、被災者の置かれている状況が被災者台帳から早期にわかるようになる。

能登半島地震の被災地応急危険度判定活動では、調査母数が非常に多く、1棟当たりの調査時間は非常に短いものであった。このように、短期間で調査を求められる場合、外見で判断できない構造種別や階数、用途などに対して調査票の記載は不完全なものが多くなることから、建物の被害情報を被害認定調査と円滑に連携し迅速な罹災証明書の発行へとつなげるためにも「家屋課税番号」で統一化することは非常に有効である。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

提案団体の意見を踏まえ、適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

第1次回答のとおり、家屋の所有者の同意がない場合の具体的な取扱いはいずれに示しているところであり、当該取扱いをこれ以上具体化することは困難であるとする。

御指摘の家屋課税番号については、法令上明確な定義がなく、付番の目的やその使用方法是団体ごとに異なると考えられるが、固定資産課税台帳において他の課税情報と一体的に管理されている情報として、一般的には課税情報に当たるものと考えられる。

その前提に立つと、被害認定調査においては、家屋課税番号を用いて調査結果を管理することは可能であるが、罹災証明書の交付、被災者台帳の作成及び被災建築物応急危険度判定における家屋課税番号の利用は、地方税法第22条に抵触するおそれがある。このため、これらの事務において家屋課税番号を利用する場合には、事案の重要性、緊急性等と私人の秘密保護との比較衡量を行うとともに、個別法に情報の提供の求めに係る規定を設ける必要がある。

一方、応急危険度判定や被害認定調査の結果に関する情報の紐付け等により、被災者台帳の作成を含む各事務を効率的に実施することは重要であることから、そのための方策について、関係省庁で協議のうえ、検討を進めたいと考えている。なお、第1次回答のとおり、罹災証明書の交付、被災者台帳の作成及び応急危険度判定の実施に際しては、課税情報が必要となるものではなく、また、応急危険度判定の結果を被害認定調査に活用する場合には、例えば、家屋課税番号とは別の“通し番号”を用いて被害認定調査の対象物件と応急危険度判定の対象物件を紐付けし、かつ、課税部局において“通し番号”と家屋課税番号とを紐付けることや、建築計画概要書等を用いて建物情報を整理することなどにより、効率的に情報を管理することができると考える。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【内閣府(1)(iv)】【総務省(10)(iii)】【国土交通省(7)】

災害対策基本法(昭36法223)

災害時に地方公共団体が行う住家の被害認定調査(90条の2第1項)、被災者台帳の作成(90条の3第1項)及び被災建築物の応急危険度判定に係る事務については、地方公共団体の負担軽減及び処理の迅速化のため、各事務において必要な情報の連携を円滑に実施するための方策を、地方公共団体の意見を踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

整理番号	205	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	205)			提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

県予算を経由しない補助金等の市町村等への交付事務の見直し

提案団体

広島県、宮城県、広島市、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、こども家庭庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

以下の2点について、補助金等に係る法定受託事務の見直しを求める。

- ①「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第26条第2項に基づき、国の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うことについては、国が直接実施するよう見直しを求める。
- ②「会計法」第48条第1項に基づき、国の歳入等に関する事務を都道府県が行うことについては、国が直接実施するよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【①補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律について】

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第26条第2項に基づく県予算を経由しない補助金等の市町村等への交付事務については、デジタル化の進展や公印省略による紙文書送付の廃止等を踏まえれば、国において直接実施が可能であり、また、補正指示や質疑対応を含めて、外部委託なども含めて必要な執行体制を国において構築することが、安定的かつ即時的な事務の実施に必要不可欠と考える。

また、市町村等の事業執行に当たり、都道府県を介して命令や質疑応答を行うことは効率性及び即時性に欠ける。

特に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などのように緊急対応を要する事業については、国民の生命身体を守る上で必要不可欠な事務であるにもかかわらず、安定的な実施体制を確保できないというリスクが常に生じていることから、「円滑な執行の確保」が図られるよう、一義的には国の責任において対応すべきである。

当県では、平成の大合併により86市町村から23市町に削減している。このように市町村の数も減少していることから、都道府県へ事務を分散させずとも、国において直接実施が可能と考える。

【②会計法について】

会計法に基づく事務は、①に付随する事務であり、併せて国において直接実施すべきと考える。

なお、官庁会計システム(ADAMS)により、補助金等業務に関係して都道府県が実施している事務は、現地において実施することそのものに意味のあるものではないため、同様に国において実施すべきと考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国と市町村等との間で、都道府県を介することなく実施することで事務の効率化が図られる。

いわゆる補助金等の交付事務に関連して、国から都道府県に対して市町村等への調査や取りまとめなども行うこととなっているが、国において直接実施されることにより、これまで都道府県職員が当該事務に充てていた時間が削減される。(時間外勤務の縮減につながる。)

これにより、本来都道府県が強化すべき、政策的な事業・業務に人役を充てることができる。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 26 条第 2 項、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 17 条、会計法第 48 条第 1 項、予算決算及び会計令第 140 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、函館市、大田原市、山梨県、大阪府、福岡県、熊本市

○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、支払事務や繰越事務等の業務が膨大であるだけでなく、国からの極端に短い期限の照会への対応などにより、交付金以外の業務への対応が困難な状況が続いている。

特に年度末や年度初めに至っては、担当者が異動になることもあり、交付金以外の事務について対応ができない状況となっている。

各府省からの第 1 次回答

補助金等の交付事務の一部を都道府県が行うこととする場合、当該都道府県知事の同意を求めなければならないこととされており、国の一方的判断で都道府県に処理させることを認めることを許しているものではない。(会計法に係る規定についても同様)

このため、本提案の内容については、既に補助金等適正化法令及び会計法令上措置されており、制度の見直しは要しないものとする。

また、現在、250 を超える事業について法定受託事務が定められているが、仮に全ての事業について都道府県への法定受託を行わない場合、各府省に相当の追加人員を手当する必要があるが、各事業の実施に当たっては、その目的・対象・事務手続き等を総合的に勘案して、より効果的・効率的な手法を選択することが望ましいため、市町村等向けの交付事務について一律に法定受託を禁止することは適切ではないと考える。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

今後、補助金適正化法等に基づき法定受託事務の同意依頼があった場合には、今回の「関係府省からの第 1 次回答」の内容を踏まえ、同意の可否を検討していきたい。

なお、デジタル化の進展や公印省略による紙文書送付の廃止等を踏まえれば、国において直接実施が可能と考えるため、積極的な検討を求めたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

当該提案に係る事務について都道府県を経由する必要があるか、現場の実情を踏まえ、各補助金等について個別に検討が必要な事項である。

各府省からの第 2 次回答

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 26 条第 2 項は「できる規定」であり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)第 17 条第 2 項及び第 3 項の規定から、事務委任に当たっての都道府県知事の同意については、国の一方的判断で決まって

いるものではない旨、法令に明記されていることから、制度の見直しは要しないものとする。なお、各府省庁に対し、上記法令の趣旨について通知等による周知を検討する。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【財務省】

（3）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭30法179）

都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部（26条2項）については、その趣旨を踏まえ、適切に都道府県知事の同意（施行令17条2項及び3項）を得る必要があることを、関係府省庁に令和6年度中に改めて通知する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

整理番号	217	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	217)			提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

災害支援に係る財産処分承認手続きの簡略化

提案団体

沖縄県

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号、(以下「法」という。))第 22 条に基づき、各府省庁の承認を要している取得財産の財産処分(目的外使用を含む)について、災害時の被災地支援として行うものについては、一括承認を可能にする等事務手続きの簡略化を求める。

具体的な支障事例

【支障事例・現行制度】
令和6年1月の能登半島地震に際して、被災地支援の一環(給水支援)として、沖縄振興特別推進交付金を活用して取得した機器を被災地に派遣することを検討していた。
補助金交付時の補助目的とは異なる使用方法であったことから、内閣府に相談したところ、法第 22 条の規定に基づき定められた「内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について」(平成 20 年5月 27 日府会第 393 号)による承認申請手続きを要するとのことであった。
結果として、現地ニーズとの関係から実際の機器派遣には至らなかったものの、災害対応の場面にあっても、逐一手続きを要し、支援が遅延しうる状況であることが判明した。

【制度改正の必要性】
被災地支援に当たっては一刻も早い対応が求められるところ、法の規定により個別の財産について目的外使用の承認が必要であることから、被災地のニーズに即した速やかな支援が困難である。

【支障の解決策】
迅速な被災地支援を可能とするため、災害時対応等緊急事態の場合には、個別の財産について目的外使用の事前承認が必要とされているところを、事務手続きを簡略化(事後承認や財産処分の一括承認を可能とする、添付書類の簡略化等)することが考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

補助事業により取得した財産を含めて、地方公共団体が所有する財産を活用した柔軟かつ速やかな被災地支援が可能となる。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条、内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について(平成 20 年5月 27 日府会第 393 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

函館市、花巻市、大田原市、長野県、高知県

○迅速な対応が求められる被災地派遣については、事務手続きの簡略化、省略ないし発災前から予め承認を受けておく等を可能とすることが望ましいと考える。

各府省からの第 1 次回答

沖縄振興特別推進交付金事業により取得した財産については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第 22 条及び、補助金等適正化中央連絡会議での決定を踏まえ定められた「内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について」(平成 20 年5月 27 日府会第 393 号)等により、処分の際には原則、事前の申請・承認の手続きを要することとなっている。現状においても申請があれば遅滞なく処理しているところであり、実際に処分の要望があった際には迅速に対応してまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答によると、「現状においても申請があれば遅滞なく処理している」とあるが、支障事例において、目的外使用に係る財産処分の事前協議を令和6年1月に依頼したところ、被災地での給水支援活動が終了する令和6年4月までの約 90 日間当該処分に係る進捗がなく、結果として派遣まで至ることができなかった。また、災害発生時は被災地のニーズが日々変動するため、承認を得てからの機器派遣では、特に当県のような離島県からは、被災地に到達するまでに時間を要し、結果被災地のニーズに即した支援が困難となる。そのため、被災地から要望があった場合は即時対応できるような整理を行っておくことが必要であると思料する。以上より、被災地支援では一刻も早い対応が求められることから、今後災害が発生した際に同様の事態とならないよう、災害時には迅速な対応が可能となるような事務手続きの簡素化について御検討願いたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

内閣府としては、沖縄県からの目的外使用の承認手続きの要否に係る照会に対して、承認手続きを要することを速やかに回答している。その上で、承認手続きそのものは多くの時間を要するものではなく、申請があれば、遅滞なく、承認手続きへの対応を進めることとしていたところ、結果的には、現地ニーズと合致しないとのことから、目的外使用に係る申請がなかったものと承知しているところ。引き続き実際に処分の申請があった場合には迅速に対応してまいりたい。

令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）記載内容

—

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

整理番号	274	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	274)			提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

デジタル田園都市国家構想交付金における軽微変更に係る報告の廃止

提案団体

福岡県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、デジタル庁

求める措置の具体的内容

軽微変更に係る変更は報告不要とすること。上記対応が困難な場合は、地方創生推進タイプ等と同様に軽微変更のみ市町村から国に直接報告させる等、都道府県の事務負担を軽減すること。

具体的な支障事例

国の令和4年度第2次補正予算デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ)において、当県では県事業9件、市町村事業 70 件の採択を受けた。
現在、変更交付決定通知を受けない軽微な変更についても手続き(事務局への事前相談及び報告)が必要となっており、また、市町村事業の手続きは、都道府県がとりまとめて行うこととなっていることから、とりまとめに係る市町村からの問合せ対応等の作業が多く発生している。
なお、昨年度は、具体的に以下の作業が発生した。
・5月～11 月まで随時軽微変更を受付
・6月、9月、11 月の通常変更期間に、通常変更に関する案内と併せて、軽微変更についても周知
・57 件の事前相談をとりまとめ、国へ提出
・3日程度で国から回答があり、市町村等と調整の上、48 件の軽微変更を提出(うち通常変更となった件数は0件)
・原則変更申請に関する問合せはメールで行うよう依頼しているが、電話で問合せがくることも多い(45 件)
また、市町村からも軽微変更の手続きは不要ではないかとの声が毎年上がっている。
年々申請件数も増加傾向にあることから、今後更に作業量が増加することが予想される。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県及び市町村の事務負担が軽減され、より効率的な事業実施が可能となる。

根拠法令等

デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ)交付要綱
令和4年度第2次補正予算 デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ(TYPE1/2/3 等)の変更交付申請について(令和5年9月 29 日付け内閣府地方創生推進室、デジタル庁事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、千葉県、津島市、兵庫県、西宮市、徳島県、熊本市、宮崎県

○昨年度のデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）において、当県では 27 市町村、54 事業の採択を受け、その内軽微変更が 26 件、通常変更が 3 件あった。

当県でも軽微変更についての周知、受付及びとりまとめ、市町村からの問合せ対応等の作業が多く発生し、負担となっている。

また、今年度は 33 市町村、80 事業が採択され、今後も申請数の増加が見込まれており、更なる作業量の増加が懸念される。

各府省からの第 1 次回答

軽微変更に係る変更については、市区町村に対して交付決定した事業について、事業費の変更等が生じる場合のうち少額である等の軽微な内容のものについて、都道府県にとりまとめを行っていただいているもの。

変更が生じたことの報告については、内容が変更されたという事実関係を国及び都道府県において共有するために行っていただいているところであるが、できるだけ負担を軽減できるよう検討してまいりたい。

具体的には、現状の報告不要の範囲（事業計画に影響のない範囲での記載内容の修正や経費の減額等）を拡大し、軽微変更に係る事務負担の軽減を図る等を想定している。

なお、市区町村からの問い合わせについては、軽微な変更に該当するか否かといった点も含めて生じているものと思われるが、国において、交付決定の変更を伴う通常変更との区分も含めてより丁寧に周知を徹底し、問い合わせ件数が減少するよう取り組んでいく予定である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

軽微変更とは、実施計画に影響を及ぼさない範囲での変更という認識であり、そのような変更については、内容が変更されたという事実関係を国及び都道府県が逐一把握する必要はないと考える。

現在の軽微変更の手続きにおいては、国に事前相談を行い、軽微変更であるとの回答を受けてから報告を行う流れとなっており、通常変更の手続きと同様の事務作業が発生している。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 7 条第 1 項第 3 号において、各省各庁の長の定める軽微な変更について承認不要とされていることを踏まえると、本来、軽微変更に該当する場合は、事前の相談を行い、その変更が通常変更に該当する変更でないかあらかじめ確認いただく必要はないと考えられる。このため、お示しのように、軽微変更のうち報告不要の範囲を拡大するのではなく、軽微変更に該当する変更の要件を明確に示したうえで、該当するものについては全て事前相談及び報告を不要としていただきたい。

なお、本提案の対応が困難な場合は、都道府県経由で報告事務を行っていた市区町村事業について、市区町村から国への直接報告を可能とすること、事業着手前に報告の完了を求めていることについて、交付金対象事業の目的等に関係がない実施計画の細部の変更であることが確認できれば、事業着手後の報告を可能とすること、当該年度事業費の 2 割以内の減額のみの場合は報告不要とすることなど、地方創生推進タイプ等の手続きと同様の手続きにしていいただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「適化法」という。）第 7 条第 1 項第 3 号において、各省各庁の長の定める軽微な変更について承認不要とされている点については、変更交付決定の承認行為を不要としているものであり、国として変更内容の報告を受け確認を行う行為自体を不要としているものではないと認

識しています。すなわち、事業の目的に沿う実施計画の細部の変更(軽微変更)であっても報告を受け、確認行為を行うか否かという点は、制度運用上の整理であり、適化法を根拠とするものではありません。また、「軽微変更」に関する制度については、本交付金交付要綱第 24 条(その他必要な事項)において、「交付金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める」と規定しているところであり、本条項を根拠として、変更申請に係る事務手続は、別途発出している令和6年5月 10 日付け事務連絡「デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ TYPE123)の変更申請について」において定めています。

内閣府としては、交付金の適切な執行管理を行う点において、事業の目的に沿う実施計画の細部の変更(軽微変更)であっても確認行為は必須と考えています。具体的には、内閣府として交付決定した事業内容を変更する場合、当該変更事由が事業の目的に沿う変更であるか、通常変更に該当する変更ではないかといった点について確認を行う必要があることから、現在の運用としているところです。したがって、事業の目的に沿う実施計画の細部の変更(軽微変更)であっても国としての確認行為は、引き続き、行っていく方針です。

一方で、軽微変更に該当する事業の提出等に係る事務手続の簡素化や軽微変更としての報告を不要とする範囲を拡大することを検討し、都道府県における事務負担の軽減を図ってまいります。

令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）記載内容

4【内閣府(4)】【デジタル庁(23)】

デジタル田園都市国家構想交付金

デジタル田園都市国家構想交付金のうち、デジタル実装タイプの軽微変更に係る報告については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、都道府県を経由せず、市区町村等が直接内閣府に報告することを可能とし、地方公共団体に令和7年度中に通知する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

整理番号	277	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	277)			提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

『地方自治月報』、『地方からの提案等に関する対応方針』、『水循環施策』、『河川管理統計』の紙媒体冊子の送付廃止

提案団体

鹿児島県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣官房、内閣府、総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

『地方自治月報』、『地方からの提案等に関する対応方針』、『水循環施策』、『河川管理統計』の紙媒体冊子送付を廃止し、国の推進するオープンデータサイトに登録し、自治体へは登録した旨を通知することとしていただきたい。

具体的な支障事例

『地方自治月報』の調査結果については 1000 ページ弱の冊子を閲覧、必要とする情報を検索することは難しく、必要な際は総務省のホームページで公表されているデータを検索するため、冊子自体の利用は限られている。内閣府の『地方からの提案等に関する対応方針』、国土交通省の『水循環施策』、『河川管理統計』についても同様。

また、国からの情報提供を庁内及び管内市町村へ展開する際や情報検索等はホームページにおける公表資料やメールで情報提供いただく電子データを活用しているため、冊子を活用する機会はほとんどなく、かえって保管場所の確保や古くなった資料の廃棄等に負担が生じている。

さらに、環境負荷低減の観点からも、紙での冊子送付は時勢に沿わないものと考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

各自治体への照会等の結果を集約した『地方自治月報』、『地方からの提案等に関する対応方針』、『水循環施策』、『河川管理統計』は行政事務の効率化等における参考資料として重要であり、データベースとして検索や加工利用ができるよう媒体を変更していただくことで、行政事務の効率化の際に有用な資料として期待できる。また、紙媒体の場合に必要な書棚等物理的なスペース確保が不要となり執務環境の改善が図られるほか、廃棄の際に必要なコスト及び労力の削減も見込まれる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

埼玉県、さいたま市、長野県、高松市、熊本市、宮崎県

○『地方自治月報』について、庁内での紙媒体での活用は確認できず、総務省ホームページに掲載されているデータで十分活用できる。

○当市においても内閣府の『地方からの提案等に関する対応方針』の冊子を送付いただいているが、活用する機会はあまりなく、関係課への周知は電子データを活用して行っているため、電子データの共有のみで足りている状況である。

○『地方自治月報』について、当県においても、当該冊子の利用機会は限られており、必要があれば総務省のホームページを閲覧している。保管場所に苦慮している点についても、提案団体と同様である。また、県内政令指定都市及び中核市に配布しているが、冊子の送付を廃止することになれば、県職員だけでなく市職員の負担軽減にもつながり、効果は大きいものとする。

各府省からの第１次回答

【内閣官房】

既に今年度から『水循環施策』の紙媒体冊子送付を廃止し、データを掲載した内閣官房 HP の URL を自治体に通知することとしている。

【内閣府】

『地方からの提案等に関する対応方針』については、毎年、内閣府ホームページに公表するとともに、全ての都道府県及び市区町村に対して電子データを送付していることを踏まえ、令和6年分から冊子の送付を廃止する方向で検討する。

【総務省】

地方自治月報は2年に一度調査を実施しており、調査結果の公表に際し、総務省ホームページでの公表のほか、冊子を作成して都道府県、指定都市、中核市、地方関係団体等に配布している。これらの配布先に対する冊子の配布が不要であれば、ご提案のとおり一括して送付を廃止させていただく。

【国土交通省】

提案内容を検討した結果、『河川管理統計』については、次回以降は紙媒体冊子の送付を廃止し、行政事務の効率化を図るため、これに替えて電子データを送付することとする。

各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

電子データのみを送付していただくことで、業務効率化や廃棄の際に必要なコスト及び労力の削減など様々な効果が期待できる。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第２次回答

【内閣府】

『地方からの提案等に関する対応方針』については、令和6年分から冊子送付を廃止し、データを掲載した内閣府ホームページの URL を自治体に通知することとする。

【総務省】

御提案のとおり、これまでの配布先に対する冊子の配布を一括して廃止させていただく。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【内閣官房(1)】【内閣府(5)】【総務省(29)】【国土交通省(18)】

白書等の送付に係る事務

以下の資料については、令和6年度以降、紙媒体の送付を行わないこととし、電子データを各所管府省のホームページで公表した際に、その旨を地方公共団体に周知する。

- ・水循環施策
- ・地方からの提案等に関する対応方針
- ・地方自治月報

「河川管理統計」については、令和6年度以降、紙媒体の送付を行わず、電子データを地方公共団体に送付する。